

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="margin: 0;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

目 次	ページ
告 示	
○特定計量器の定期検査の実施 (工業振興課)	1
○保安林の指定施業要件の変更 (治山林道課)	1
○告示 (漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止)の一部改正 (水産政策課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
◎告示 (高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部改正 ()	2
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	2
○公共測量の実施の通知 (14件) ()	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	3
○道路の供用開始 (道 路 課)	4
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	4
公 告	
○高知県功労者の表彰 (人 事 課)	4
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4

告 示

高知県告示第829号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査（指定の場所で行う定期検査に限る。）を次のとおり行う。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
四万十町	令和4年12月12日	午前10時15分から 午前11時15分まで	四万十町仁井田町民会館

〃	〃	午後2時から午後4時まで	四万十町大正健康管理センター
〃	令和4年12月13日	午前9時30分から 午前11時30分まで	四万十町昭和基幹集落センター
〃	〃	午後1時30分から 午後3時30分まで	四万十町役場十和地域振興局
〃	令和4年12月14日	午前9時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後4時まで	四万十町役場本庁東庁舎
〃	令和4年12月15日	午前9時30分から 午前11時まで	高知県農業協同組合興津支所やさい出荷場
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	営農支援センター四万十株式会社

高知県告示第830号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長岡郡大豊町庵谷字ツガノ尾2770の1、2770の3、2770の5、2770の9から2770の14まで、字大ザア砥石谷山2771の1から2771の4まで、西峰字弘瀬山5090の1、土佐郡土佐町南川字祝山1963の1、宇梶谷1966
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供す

る。）

高知県告示第831号

平成25年6月高知県告示第430号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。
令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

表高知県伊尾木川北加入区の項中「漁業のうち主として」を削り、表安芸加入区の項中

- 「1 小型合併漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業
2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業
3 小型かつお・まぐろ漁業」

- を
「1 総トン数20トン未満の漁船により行う機船船びき網を使用して営む漁業
2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主としてきんめ釣りを営む漁業」

に改め、表高知県穴内加入区の項中

- 「1 小型合併漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業
2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業」

を
「総トン数20トン未満の漁船により行う機船船びき網を使用して営む漁業」
に改める。

高知県告示第832号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
須崎市 奥崎 幸 則
〃 橋田 哲 臣
〃 西村 光 博
 - (2) 加入区の名称
大谷加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大谷漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和4年11月4日から同月18日まで

(2) 縦覧場所

大谷漁業協同組合

高知県告示第833号

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

7の(1)の表中

0
0 (操業区域6全体で0)

を

1
0 (操業区域6全体で0)

--

に改める。

9の(1)の表中

0

を

1

に改める。

高知県告示第834号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和4年9月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（水準測量、GNSS測量）
- 作業期間
令和4年10月17日から令和5年2月28日まで
- 作業地域
長岡郡大豊町及び高岡郡中土佐町

高知県告示第835号

田野町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年9月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成）
- 作業期間
令和4年9月30日から令和5年3月27日まで
- 作業地域
田野町全域

高知県告示第836号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年9月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和4年10月3日から同年11月30日まで
- 作業地域
高岡郡日高村沖名

高知県告示第837号

高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 作業期間
令和4年9月21日から令和5年3月7日まで
- 作業地域
幡多郡大月町弘見

高知県告示第838号

高知地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
令和4年9月27日から令和5年2月28日まで
- 作業地域
高知市弘化台、青柳町及び葛島一丁目の全部並びに小倉町、東雲町、知寄町三丁目及び稲荷町の各一部

高知県告示第839号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月6日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

<p>令和4年11月4日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量、用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和4年10月3日から令和5年2月10日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡三原村上長谷</p>	<p>3 作業地域 四万十市下竹屋敷</p> <p>高知県告示第843号 高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年11月4日 高知県知事 濱田 省司</p>	<p>年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年11月4日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点網図作成）</p> <p>2 作業期間 令和4年9月12日から令和5年3月17日まで</p> <p>3 作業地域 四万十市津蔵渕、間崎及び山路地区</p>
<p>高知県告示第840号 高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月6日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年11月4日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（路線測量）</p> <p>2 作業期間 令和4年10月11日から令和5年3月17日まで</p> <p>3 作業地域 安芸郡安田町唐浜</p>	<p>1 作業種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、現地測量、路線測量）</p> <p>2 作業期間 令和4年10月17日から同年12月28日まで</p> <p>3 作業地域 安芸郡北川村安倉から平鍋地区内まで</p> <p>高知県告示第844号 高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年11月4日 高知県知事 濱田 省司</p>	<p>高知県告示第847号 高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年11月4日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点網図作成）</p> <p>2 作業期間 令和4年9月20日から令和5年2月25日まで</p> <p>3 作業地域 四万十市古尾地区</p>
<p>高知県告示第841号 高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月6日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年11月4日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（UAVレーザ測量、用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和4年10月17日から令和5年3月25日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡黒潮町市野瀬</p>	<p>1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）</p> <p>2 作業期間 令和4年10月24日から令和5年1月31日まで</p> <p>3 作業地域 安芸郡北川村柏木</p> <p>高知県告示第845号 高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年11月4日 高知県知事 濱田 省司</p>	<p>1 作業種類 公共測量（基準点網図作成）</p> <p>2 作業期間 令和4年9月20日から令和5年2月25日まで</p> <p>3 作業地域 四万十市古尾地区</p> <p>高知県告示第848号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年11月4日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>高知県告示第842号 高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年11月4日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量、用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和4年10月17日から令和5年2月19日まで</p>	<p>1 作業種類 公共測量（路線測量）</p> <p>2 作業期間 令和4年10月26日から令和5年2月8日まで</p> <p>3 作業地域 安芸郡芸西村西分甲地区</p> <p>高知県告示第846号 高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月21日に受けたので、測量法（昭和24</p>	<p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和4年9月21日から令和5年3月24日まで</p> <p>3 作業地域 高岡郡四万十町富岡及び金上野地内</p> <p>高知県告示第849号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。 令和4年11月4日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量、用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和4年10月17日から令和5年2月19日まで</p>	<p>高知県告示第846号 高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月21日に受けたので、測量法（昭和24</p>	<p>三原村成山（追加）</p>

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
6	幡多郡三原村成山字タカノス山	328番1
7	〃 〃 〃 〃	328番3

(2) 区域

昭和60年9月高知県告示第632号で指定した成山急傾斜地崩壊危険区域内(以下「632号区域」という。)に存する標柱5と4を直線で結んだ線、632号区域に存する標柱4と6を直線で結んだ線、標柱6と7を直線で結んだ線及び標柱7と632号区域に存する標柱5を直線で結んだ線に囲まれた区域内とする。

高知県告示第850号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番1から宿毛市小筑紫町小筑紫字立岩293番1まで	66	令和4年11月4日
幡多郡大月町泊浦字弦場山411番1	175	令和4年11月4日

高知県告示第851号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

土佐市高岡町字金屋	甲1183番1	4.90	34.91	
-----------	---------	------	-------	--

公 告

高知県表彰規則(昭和31年高知県規則第51号)第2条第1項及び第3条第1項の規定により、令和4年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	白 木 一 嘉	四万十市中村大橋通五丁目
商工業関係	中 城 幸 三	高知市三園町
同	辻 韶 得	土佐市宇佐町宇佐
社会福祉関係	金 清 修	高知市六泉寺町
同	西 村 正 義	高岡郡檜原町仲洞
同	楠 目 隆	香美市土佐山田町百石町一丁目
保健衛生関係	岡 林 弘 毅	高知市升形
同	竹 内 喜美恵	高知市長浜
災害防除関係	大 田 均	幡多郡黒潮町拳ノ川
発明考案関係	高 野 廣 茂	高知市新屋敷一丁目
公共福祉関係	山 下 文 一	長岡郡本山町瓜生野
特別県勢功労	丹 羽 公 男	愛知県犬山市楽田大円二丁目
同	羽 方 將 之	東京都調布市染地二丁目

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、香美市永野土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年11月4日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	吉村 隆雄	香美市香北町永野292番地
(就任)		
理事	大西 安雄	香美市香北町永野7番地